

歴史的建築物の保存と活用

建築基準法3条1項3号の適用にかかる手続きと事例紹介



近年、地方創生や魅力ある観光まちづくりを進めるため、地域固有の歴史的・文化的な価値を有する建築物の利活用の動きが全国的に広がりを見せています。しかし、既存建築物を用途変更や、増改築する場合、原則として現行の建築基準法に適合させる必要がありますが、歴史的・文化的価値を損なうことなく、現行基準に適合させることが難しいことが少なくありません。



こうした歴史的建築物の利活用を促進するための手法として法3条1項3号に基づき地方公共団体の条例により保存のための措置が講じられ、建築審査会の同意を得て特定行政庁が指定したものについて、建築基準法の適用を除外する仕組みが設けられており、国においても条例整備ガイドラインが作成されています。



本講習会においては法3条1項3号の指定を受けるに当たっての留意事項や事例について、行政の担当者や設計者を招いて講習会を開催しますので、是非ご参加をお願いします。



内容 ※一部変更となる場合がありますので予めご了承ください。

時間	講義内容	講師
14：00～14:05	挨拶	大阪府建築士会
14：10～14:55 (45分)	①建築基準法第3条第1項第3号の適用に係る手続きについて	大阪府住宅まちづくり部建築指導室
14：55～15:40 (45分)	②堺市鉄砲鍛冶屋の保存と活用	KOGA建築設計室
15：40～15:50	休憩	
15：50～16:35 (45分)	③京都市における歴史的建築物の保存及び活用	京都市都市計画局建築指導部建築指導課
16：35～17:20 (45分)	④京都市立元清水小学校の保存と活用	大林組大阪本店建築事業部建築設計部



日程 2020年10月23日（金）

受付／13：30～ 講習／14：00～17：20

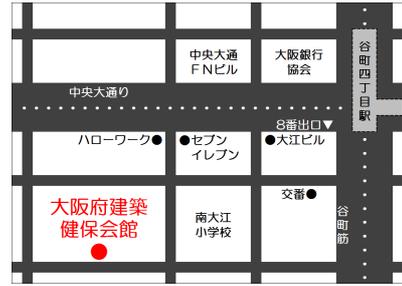
会場 大阪府建築健保会館 6階ホール

新型コロナウイルスの状況により延期・中止・開催方法が変更となる可能性がございます。



会場詳細 大阪府建築健保会館 6階ホール

〒540-0019 大阪市中央区和泉町2-1-11
 地下鉄谷町線・中央線谷町四丁目駅
 8号出口上がって徒歩6分



受講料 建築士会会員：3,500円 後援団体会員：4,500円 一般：5,500円
 (配布資料代、消費税込み)
 ※建築士会の賛助会員企業にご所属の方は、入会口数1口につき
 1名様を主催団体会員受講料とさせていただきます。

定員 70名(申込先着順)。定員を従来の半数とし、新型コロナウイルス対策の感染防止策をとり、実施します。受講に当たりましてはマスクの着用をお願いします。

申込方法

予約ページQRコード



WEB申込の場合	FAX申込の場合
①下記の予約ページにて、本講習会の予約ボタンをクリックしてください。 https://www.aba-osakafu.or.jp/reserve/index.php	①下記の申込書に必要事項をご記入のうえ、大阪府建築士会までご送信ください。
②申込様式に必要事項を入力の上送信後、予約票が自動返信されます。	②受付後、予約票を返信いたします。
③予約票の受信から1週間以内に受講料を指定の金融機関口座へお振込みください。 ※金融機関口座は予約票にてご案内いたします。 ※金融機関の払込済票を受講料の領収書とさせていただきます。 ※お振込み後の受講料は返金いたしません(当日欠席された場合も同様です)。	
④お振込み確認後に受講料を返信いたしますので、講習会当日に必ずご持参ください。 講習会の1週間前までに受講料が届かない場合は主催団体までご連絡ください。	

問合せ 公益社団法人大阪府建築士会
 〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-17 高田屋大手前ビル5階
 TEL：06-6947-1961 FAX：06-6943-7103

「歴史的建築物の保存と活用」講習会			
フリガナ		生年月日	大・昭・平 年 月 日
氏名		所属団体・会員No. <small>(注1)</small>	団体名： 会員No.：
勤務先		所属 部課名	
連絡先 <small>(注2)</small>	〒		
	TEL	FAX	
	E-mail		
受講料 <small>(注3)</small>	<input type="checkbox"/> 建築士会会員：3,500円 <input type="checkbox"/> 後援団体会員：4,500円 <input type="checkbox"/> 一般：5,500円		
注1) 本会会員の方は、必ず所属団体名と会員Noをご記入ください。 注2) 連絡先は自宅が勤務先のいずれかをご記入ください。 注3) 受講料、受講形式はいずれかに✓をご記入ください。 建築士会の賛助会員企業にご所属の方は、入会口数1口につき1名様を建築士会会員受講料とさせていただきます。 ※ご記入いただいた内容は、本講習会の運営と今後のご案内にのみ使用させていただきます。			